

2. 取り組み内容

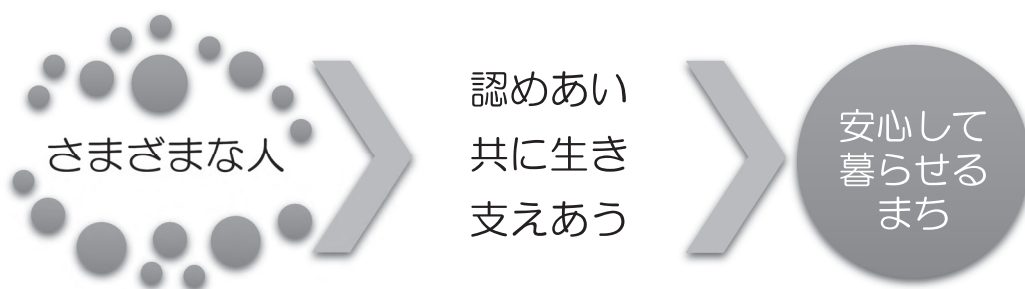
基本目標 1

区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

取り組みの方向性(1)

地域の中で共に生きる意識を高める(ソーシャル・インクルージョン)

区民の誰もが安心して暮らし続けることができる地域をつくるためには、一人一人が地域福祉に関心を持ち、地域の課題を自分の課題として考えることが必要です。地域に暮らすさまざまな立場の人¹が認めあい、共に生き、支えあっていこうという意識(ソーシャル・インクルージョン)の普及・啓発を進め、相互の理解や交流・つながりを深めていきます。



これまでの取り組みと成果

【平成 27 年度までの到達目標】(前期計画から引用)

- ◆ 人権啓発事業や障害児・者等に対する理解を促進する活動が盛んに行われています。
- ◆ 障害者の自主生産品等の常設の販売コーナーが設置され、地域との交流が広がっています。
- ◆ 地域の中で共に生き、社会的自立をめざす意識が高まり、ソーシャル・インクルージョンの考え方に基づく交流・支援活動が展開されています。

区内では、障害者の自主生産品の共同販売店である「スカイワゴン」をはじめとした障害者の就労支援や、人権・障害への理解を促進する講習会などにより、ソーシャル・インクルージョンの考え方が徐々に浸透しつつあります。

高齢者支援総合センターで定期的に認知症に関する勉強会を開いたり、認知症サポーター養成講座を開いたりして、少しずつ理解も広まっている状況にあります。

また、日常生活においても、すみだの下町人情を背景に、住民と障害者のコミュニケーション・交流が図られ、誰もが地域社会の一員として共に生活し、支えあう意識が広がっています。

《ヒアリングから》

- 夏！体験ボランティアで、小学生からシニアの方までが福祉施設でボランティア体験をしている。(社会福祉協議会)
- 公園に花を植えていると、通行人からきれいになったという声をかけられ、子どもたちも嬉しそうで、やりがいを感じた。(障害者団体)

《アンケートから》

- 福祉施設利用者と地域住民の交流活動について——「行っている」75%以上。具体的には、おまつりやイベント等での交流等。(社会福祉法人)

¹ 一人暮らしの高齢者や障害者、ひとり親、外国出身の人、引きこもりの人、ホームレスの人、刑務所出所者、見た目には症状のある人など。

これからの課題

地域の中で共に生きる意識は高まりつつありますが、まだまだ理解が足りない一面もあります。

例えば、認知症に対する細かな理解がなく、保身的な立場によって対応している場面や、障害への理解が不足している言動が見られる事例もあり、これからも普及・啓発を積極的に行い、理解を広める必要があります。

また、手話ができる人を増やすことをはじめ、障害者差別解消法の合理的配慮への対応や、交流・支援活動の実施など、地域におけるソーシャル・インクルージョンの意識を醸成することが求められます。

おもちゃサロンや高齢聴覚障害者専用サロンのように、障害児・者や高齢者、子育て世帯などが地域に出てつながりをつくっていくためのきっかけとなるような場が増えていくことも求められています。



障害者団体連合会へのヒアリングの様子

《ヒアリングから》

- ・認知症に対する理解がなく、「早く施設に入れてほしい」という苦情がある。精神障害の人を「怖い」という認識の人も多くいる。(権利擁護センター)
- ・すみだスマイル・フェスティバルで手話をPRしているが、一般の人にはまだ周知が足りていない。(障害者団体)

《ヒアリングから》

- ・手話のわかる人だけの集まりの方が気楽に参加できる。(障害者団体)

《アンケートから》

- ・約55%の法人・施設が地域住民とのかかわりに「課題がある」一方で、交流やかかわりを持ちたいとする意見や、地域の高齢化と認知症についての意見、人と人がつながる場・土壌の形成・育成に関する意見が多くあった。(社会福祉法人)

平成32年度の目指すべき地域の姿

◆地域の中で共に生き、支えあっていこうという意識が地域に根付き、誰もが疎外・差別されることなく暮らしています。

これからの取り組み

地域で誰もが安心して暮らし続けることができるよう、障害者、認知症をはじめとした高齢者などに対する理解を広げるための講座や講習会等を開催したり、交流や支援活動を実施したりして、地域の中で共に生きる意識を高めていきます。

また、障害者の社会参加や社会的自立に向け、障害者の自主生産品等の共同販売や就労支援を継続的に行い、社会参加と理解の好循環¹により、誰もが地域社会の一員として共に支えあうという意識を醸成していきます。

地域の課題を共有し話しあう場（プラットフォーム）においても、障害者など課題を抱える当事者が対等な立場で参加します。

¹ 障害者の雇用や自主生産品の購入により、障害者の能力や得意なことを企業や地域が理解し、さらに社会参加しやすくなる、というような好循環。

各主体の役割と取り組み

区の役割と取り組み

○役割

・人権意識、共生意識を高めるための啓発事業・支援事業を実施していきます。

○取り組み

01 作業所等経営ネットワーク事業の充実 (障害者福祉課)

事業概要	自主生産品の共同販売(スカイワゴン)等を実施している、区内にある複数の作業所で組織された「墨田区福祉作業所等経営ネットワーク『Kai』」の共同受注・共同販売等のしくみを活用し、福祉施設における仕事の受注・販売の拡大による工賃向上を目指します。	
	これまでの実績	事業目標 (平成 28 年度から平成 32 年度)
	【数値的な実績】(H26)¹ 作業所の受注額：12,636,800 円 スカイワゴン売上：5,958,970 円 【質的な実績】 H22～スカイワゴン開始 H26～「すみのわ」プロジェクト開始	【数値的な目標】(H28) 作業所の受注額：13,860,000 円 スカイワゴン売上：6,000,000 円 【質的な目標】 スカイワゴンにより、障害者の自主生産品の認知度を高め、障害者への理解を促します。「すみのわ」においては、地域の製造・販売業者・飲食店との新たな繋がりを構築し、販路を拡大して工賃向上を図ると共に障害者と地域の相互理解を深めます。

- 人権の啓発 人権同和・男女共同参画課
- 障害や障害者への理解の促進 障害者福祉課
- 障害者差別解消法への対応 (不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供) 障害者福祉課
- 精神障害者支援のためのネットワークの構築 向島・本所保健センター

社会福祉協議会の役割と取り組み

○役割

・住民のつながりづくりや支えあいの中で、多様性の理解を広げます。

○取り組み

02 おもちゃサロンの充実 (社会福祉協議会 地域福祉活動担当)

事業概要	障害のある子どもたちを中心に、地域の子どもたちが好きなおもちゃを選んでのびのび遊べる場所を提供するとともに、子どもや子育て世代の交流の場、父親・母親の身近な相談の場としての機能を充実させていきます。	
	これまでの実績	事業目標 (平成 28 年度から平成 32 年度)
	【数値的な実績】(H26) すみだおもちゃサロン：63 回、1,247 人 みどりおもちゃサロン：13 回、1,122 人 【質的な実績】 区民の協力(寄附)により、おもちゃが充実しています。 障害児が気兼ねなく遊べる場所となっています。 障害児の親同士やボランティアとのつながりができています。	【数値的な目標】 開催日を増やします。 障害のある子ども専用の時間を増やします。 区民施設や福祉施設等への出張おもちゃサロンを実施し、実施方法の多様化を図ります。 【質的な目標】 ボランティアや他世代の交流を通じて、若い世代の地域活動への関心を深めるとともに障害を持つ人への理解を深めます。

- 外国人住民への支援の充実 社会福祉協議会

¹ 表中の(H～)は(平成～年度)を表します。以下同じ。

区民、町会・自治会の役割と取り組み

○役割

- ・認知症、障害者、外国人、引きこもりやニート、ホームレスなどの人々について理解を深め、疎外したり差別したりすることなく、地域でのつながりをつくっていきます。

○取り組み

必要な取り組み	人権啓発冊子「人権感覚」や男女共同参画情報紙「にじ」を読み、人権の尊重について考えたり、話しあったりします。
	すみだまつりでのふれあいバザーやのぞみの家まつりに遊びに行くなど、障害者と触れあうことで、障害への理解を深めます。
取り組みの実例	近所の人に精神障害があることを知り、普段から声かけをしたり、緊急時にはすぐ救急車を呼んだりするなど、隣近所での見守りをしている人がいます。[八広一丁目]
	精神障害者が作業所に通う姿から、社会のためにもともに働く仲間として共感を深め、町会のイベントに招いて楽しみを共有しています。[八広三和里町会]

社会福祉法人（福祉施設）の役割と取り組み

○役割

- ・地域住民と施設利用者との交流を進め、地域に開かれた施設にしていきます。

○取り組み

必要な取り組み	地域の住民と施設の利用者との交流事業を行い、理解を広げます。
	体験ボランティアや企業ボランティアを受け入れ、共生意識を高めます。
取り組みの実例	「はばたき・みつばちまつり」のゲームコーナー、作品販売、模擬店などで、利用者と近隣住民との交流を図っています。[はばたき福祉園（障害者生活介護施設）・みつばち園（児童発達支援センター）]
	小学生との交流や、中学生の職場体験、保育士を目指す学生の保育補助など、保育園にボランティアを受け入れています。[墨田みどり保育園]

NPOの役割と取り組み

○役割

- ・社会から疎外されやすい人の問題に気づき、発信し、さまざまな団体と連携して支援していきます。

○取り組み

必要な取り組み	地域で見えにくくなっている問題にも目を向け、共生に向けて活動していきます。
取り組みの実例	見た目問題に苦しんでいる人を支援するNPO法人を立ち上げ、写真展などで情報発信し、支援しています。[NPO法人マイフェイス・マイスタイル]

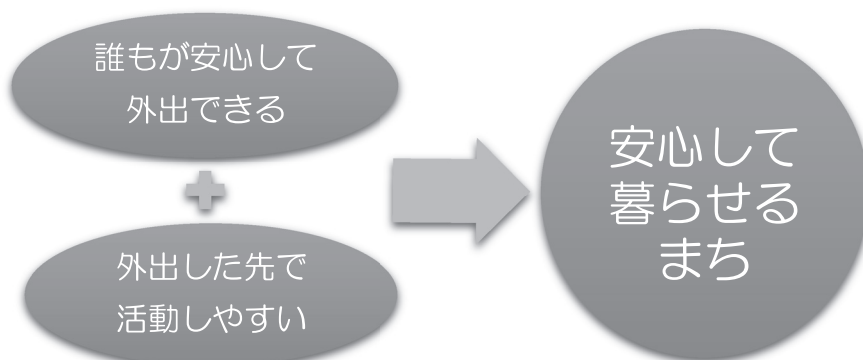
基本目標 1

区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

取り組みの方向性(2)

誰もが移動しやすいまちをつくる(ユニバーサル・デザイン)

誰もが地域において安心・安全で快適に生活していくためには、移動に困難を抱える人(障害者、車いすの必要な人、ベビーカーを押す人など)でも利用しやすい道路や歩道、公共施設等の整備を進めていく必要があります。まちに存在しているさまざまな障壁(バリア)をなくし、誰もが自らの意思で自由に行動し、趣味やスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動など、あらゆる分野の活動に参加できる環境づくりを、さらに進めていく必要があります。



これまでの取り組みと成果

【平成 27 年度までの到達目標】 (前期計画から引用)

- ◆ ユニバーサル・デザインによる対応が、公共施設及び大規模民間施設で広く進んでいます。
- ◆ 中小規模の民間施設において、区の助成金制度の活用などにより、バリアフリー化対応の整備が進んでいます。
- ◆ まちで移動に困っている人に積極的に声をかける人や障害物の除去に配慮する人の割合が高まっています。
- ◆ バリアフリーに関する情報が広く共有されています。

区ではこれまで、障害者や高齢者、乳幼児を連れた方など、全ての方々が安全・快適に外出し施設等を利用できるように、スロープやエレベーター、道路や公園などの整備を進めてきました。

また、外出した先で安心して活動でき、行動範囲を広げられるように、公共施設や駅、民間施設等のバリアフリーに関する情報を「バリアフリーマップ」や「ことばの道案内」、「赤ちゃん休けいスポット」としてウェブサイトで公開し、定期的に情報を更新してきました。

《ヒアリングから》

- 曳舟の生涯学習センターは建物自体が白で統一されていて、弱視の人にとっては怖かったが、要望したら柱に色を付けてくれた。(障害者団体)
- 木の枝や植木鉢で通りにくい道があったが、区に相談したら改善してくれた。(障害者団体)

これからの課題

区では、公共施設や公園など、バリアフリー化を進めてきましたが、障害者や高齢者の視点では、危険な場所や移動に困る箇所が残っています。

また、いくらバリアフリー化した道路をつくっても、利用の仕方によっては通りにくい道となってしまう。

具体的には、自転車や自動車の走行、放置自転車や歩道の障害物など、誰もが安心して通行できるようになるためにはまだまだ課題があります。

このほか、電車やバスでの情報伝達の改善や歩行マナー、エスコートゾーン¹の設置なども求められています。



平成32年度の目指すべき地域の姿

◆誰もが移動しやすいまちになっていて、障害者等が安心して出かけられるようになっています。

これからの取り組み

引き続き道路や交通機関、公共施設、民間施設のバリアフリー化²を進めます。あわせて、ユニバーサル・デザインの考え方³に基づくまちづくりを推進します。また、移動に困難を抱えている人に対して積極的に声かけや手助けをする地域をつくります。路上に自転車を放置しない、歩道に看板などの障害物を置かないといった、区民一人一人の「心のバリアフリー」の取り組みを、まちをあげて実践していきます。

誰もが移動しやすいまちをつくるため、移動にかかわる課題について、移動に困難を抱える人自身が解決策の話しあいの場（プラットフォーム）に加わります。

¹ エスコートゾーン：長い距離の横断歩道をまっすぐ渡りきるための、道路上の点字（誘導）ブロック。視覚障害者誘導用道路横断帯。

² バリアフリー化：障壁をなくすこと。具体的には、階段をスロープにする、段差をなくす、など。

³ ユニバーサル・デザインの考え方：施設や設備を整備するときに、はじめから誰にとっても利用しやすいように配慮するという考え方。

《アンケートから》

- 移動しやすいまちにするためには？
—「放置自転車をなくす」「歩道を広くする、傾きを直す」が70%以上。
—「その他（必要な取り組み）」にも、バリアフリー化と自転車に関する意見が多い。（民生委員・児童委員）

《ヒアリングから》

- 自転車は飛ばしてくるし、専用レーンも少なく、視覚障害者には怖い。聴覚障害があると後ろから来る車の音が聞こえず、路上駐車のあるところを自転車で走る場合などは特に危ないと感じる。（障害者団体）
- 歩きスマホは危険極まりない行為で、絶対にしないでほしい。（障害者団体）

各主体の役割と取り組み

区の役割と取り組み

○役割

- ・道路や建物などのバリアフリー化を推進し、情報提供するとともに、移動の妨げとなるものが放置されないよう、適正利用の確保に努めます。

○取り組み

03 「あんしんバリアフリーマップ」の運営 (厚生課)

事業概要	公共施設や区内店舗のバリアフリー情報を掲載した「あんしんバリアフリーマップ」(平成22年度作成)を区ウェブサイトで公開し、定期的に更新していくとともに、新規施設の掲載や周知を進め、利用の促進を図ります。	
	これまでの実績	事業目標(平成28年度から平成32年度)
	【数値的な実績】(H26) アクセス数: 6,762件 【質的な実績】 区の施設の設備について最新の情報に更新しました。(H26) ひきふね図書館、地域プラザ(2館)など、新たな施設を掲載しました。	【数値的な目標】 アクセス数の増加 【質的な目標】 今後も定期的に掲載施設の更新をするとともに、新たな区施設を掲載します。区民や観光客の利用が多い民間施設に対し、掲載への協力を依頼していきます。 また、区報等で広報し、利用促進を図っていきます。

04 道路バリアフリー整備 (道路公園課)

事業概要	歩道の段差を改修することにより、高齢者、障害者、子ども連れの人など誰もが安心して移動できる、人にやさしい道づくりを確保します。	
	これまでの実績	事業目標(平成28年度から平成32年度)
	【数値的な実績】(H26) 歩道新設延長 170m 【質的な実績】 歩道新設工事においてセミフラット形式 ¹ の歩道設置を行いました。 また、墨田区南部エリアにおいて「墨田区バリアフリー道路特定事業計画」 ² を策定しました。(H27年6月)	【数値的な目標】(H31まで) 整備予定延長 1,090m 【質的な目標】(H31まで) 東京オリンピック・パラリンピック競技会場周辺(両国国技館)において、電線類地中化に併せ、道路のバリアフリー化を行います。

¹ セミフラット形式: 歩道と車道の高さの差が少なく、視覚障害者にわかりやすいように段差を残しつつも、車いす等の通行がしやすいように歩道の傾斜が小さくなっています。

² 「墨田区バリアフリー道路特定事業計画」の内容は区ウェブサイトからご覧いただけます。

05 道路の適正使用の確保

(土木管理課)

事業概要	<p>歩行者の安全を確保するため、道路上の放置自転車を撤去します。また、道路上の不法占用物件（商品、看板、植木鉢等）について、是正指導を行います。</p> <p>放置自転車の撤去：自転車の放置禁止区域では警告札を貼付し、即日撤去を行います。また、放置禁止区域外については、区民等からの情報提供により確認した放置自転車に対し、警告・撤去を行います。</p> <p>不法占用物件の是正指導：定期パトロールや区民等からの情報提供により確認した不法占用物件について、是正指導を行います。</p>	
	これまでの実績	事業目標（平成 28 年度から平成 32 年度）
	<p>【数値的な実績】(H26)</p> <p>放置自転車の撤去 13,366 台</p> <p>不法占用物件の是正指導出動件数 268 回</p> <p>【質的な実績】</p> <p>放置自転車追放クリーンキャンペーン（7 回）を実施しました。</p> <p>警察、町会等と連携して不法占用物件の指導を行いました。</p>	<p>【質的な目標】</p> <p>道路の適正使用についての周知及び啓発に努め、放置自転車及び不法占用物件の発生を防止します。</p> <p>道路上の放置自転車又は不法占用物件に対する撤去又は是正指導により、誰もが安全で安心して通りやすい道路にしていきます。</p>

● 福祉のまちづくり施設整備への助成

● 公園等の公衆トイレの整備

厚生課

道路公園課

区民、当事者団体の役割と取り組み

○役割

- ・ 移動に困っている人の立場になって声をかけ、手助けをします。移動しにくい道路にならないように気をつけるとともに、区に協力して道路や施設の改善に取り組みます。

○取り組み

必要な取り組み	まちで困っている人がいたら声をかけます。
	自転車を路上に放置しないなど、自転車利用のマナーを守ります。
	商品や看板、植木鉢などで歩道をふさがず、誰もが通りやすいように配慮します。
	通りにくい場所や使いにくい設備があったら、区などに積極的に相談し、改善してもらいます。
取り組みの実例	視覚障害者にとって危ない道や邪魔になる街路樹、使いにくい施設などがあつた時に、その施設や区役所に相談・要望して、改善してもらっています。[墨田区視覚障害者福祉協会]

基本目標 1

区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

取り組みの方向性(3)

要援護者を守る防犯・防災体制を整備する

防犯は地域全体の問題であり、特に高齢者や障害者、子どもを犯罪から守るためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識が大切です。また、東日本大震災を機に、災害時の自助や共助の意識は高まりつつあります。いざという時に助けあえる地域づくりを実現するために、防犯・防災意識の啓発や地域住民の助けあいによる防犯・防災活動を推進し、各主体の連携・協働による取り組みをさらに充実させていきます。

自分たちのまちは自分たちで守る

防犯・防災活動を推進

いざという時に助けあえる地域

安心して暮らせるまち

これまでの取り組みと成果

【平成 27 年度までの到達目標】（前期計画から引用）

- ◆ 日ごろの取り組みを通じて、要援護者が犯罪や災害の被害にあわないよう行動していく意識が地域で高まっています。
- ◆ 災害時に要援護者を救助できるように、「墨田区災害時要援護者総合支援プラン」※に基づく支援体制が整備され、多くの人に周知されています。

※「墨田区災害時要援護者総合支援プラン」は、災害対策基本法の一部改正に伴い、平成 25 年度に「墨田区要配慮者避難支援プラン」に改めました。

防犯では、区から防犯カメラ設置の補助、自主的な防犯活動への防犯パトロール用品の支給を行ってきました。地域では、実際にまちを歩いて犯罪の起こりやすい場所を確認しながら「地域安全マップ」を作成し、防犯力を高めてきました。さらに、防犯の勉強会が開かれ、情報交換とともに地域の防犯意識を高める取り組みが行われています。

防災においては、災害時に要配慮者の身の安全を確保するため、128 町会・自治会でサポート隊が結成され（結成率：約 76.2%）、さらに、避難行動要支援者名簿を作成し、災害に備えて、避難行動等に不安のある高齢者や障害者などを地域で支えあう体制が整備されつつあります。

《アンケートから》

- ・地域安全マップづくりを行っているとともに、地域懇談会を開催して、地域資源や地域での防犯についての勉強会や情報交換をしている。（児童館）

《ヒアリングから》

- ・災害時はボランティアセンターが災害ボランティアセンターになるため、毎年、職員や地域の方々と訓練を行っている。（社会福祉協議会）
- ・東日本大震災の際、小地域福祉活動等の活動者が高齢者等の自宅を回ってくれたおかげで、すぐに要援護者等の安否確認が取れた。（社会福祉協議会）

これからの課題

防犯は地域全般の問題であるという意識の醸成とともに、警察署、区等による防犯対策のほか、住民による自主的な防犯活動の実施も有効です。要援護者を犯罪から守るために、講習会や啓発等により意識を高めて維持していくことが求められます。

また、防災では、サポート隊の未結成な町会・自治会に結成を促すなど、災害時に備えた各機関・団体の連携や地域におけるつながりを強化・継続していく必要があります。さらに、避難行動要支援者名簿をはじめ、要配慮者については個人情報との関係も課題として挙げられます。

《ヒアリングから》

- 防犯は地域みんなの問題である。(民生委員・児童委員協議会会長会)
- 情報の制限がある中での活動や要援護者の把握が難しい。(民生委員・児童委員協議会会長会)
- 視覚障害者を知ることが、視覚障害者の安全の第一歩となる。(民生委員・児童委員協議会会長会)
- 必要なのは平時からの取り組みと連携であり、日頃から地域や団体とのつながりを継続していく必要がある。(社会福祉協議会)
- 町会とあまりコミュニケーションが取れず、町会が障害者を把握しているかどうか分からない。(障害者団体)

平成32年度の目指すべき地域の姿

- ◆ 要援護者が犯罪にあわず、災害時に救助される地域の支援体制が確立されています。

これからの取り組み

要援護者¹が犯罪にあわないために、「地域安全マップ」の作成などを進め、地域における防犯意識の向上に努めます。区と事業者の連携による地域の防犯のための見守り活動も進めていきます。

また、災害時に要配慮者²を支援する体制を整備するため、災害時要配慮者サポート隊を全町会・自治会で結成するほか、災害ボランティアセンターなど、災害時に円滑に活動できるよう、日頃から連携や訓練に取り組んでいきます。

防犯や防災に関わるプラットフォームには、サポートされる側となる高齢者や障害者、子ども等も積極的に参加し、お互いの理解を深めていきます。

¹ 要援護者：本計画では、犯罪被害にあいやすい方と、災害時に特に配慮が必要な方を合わせて、「要援護者」としています。

² 要配慮者：災害対策基本法に規定された、高齢者、障害者、乳幼児などの特に配慮が必要な方。

各主体の役割と取り組み

区の役割と取り組み

○役割

- ・災害時に要配慮者を支援する体制や、高齢者、障害者や子どもなどが犯罪にあわないための支援体制を整備します。

○取り組み

06 要配慮者サポート隊の結成・活動支援 (防災課)

事業概要	地震などの非常災害時に、地域住民の協力で要配慮者を援助するのが要配慮者サポート隊です。区では平成 12 年から町会・自治会でのサポート隊の結成を進め、支援マニュアルの配布や、普通救命講習の助成等の支援を行ってきました。さらに平成 20 年度からは、サポート隊を結成した町会・自治会に対し支援資器材の交付を行っています。	
	これまでの実績	事業目標（平成 28 年度から平成 32 年度）
	<p>【数値的な実績】</p> サポート隊結成数：128 町会・自治会（H26 年度末時点）	<p>【数値的な目標】</p> 毎年、結成数を増やしていきます。
	<p>【質的な実績】</p> サポート隊に対し、資器材の交付や普通救命講習の助成を行ってきました。平成 27 年度からは、結成済みの町会・自治会に対して、資器材倉庫やスタンドパイプ格納庫の設置助成を開始しました。平成 27 年 8 月、未結成の町会・自治会に対して加入促進講演会を行いました。さらに、11 月には結成済みのサポート隊へ活動促進のための講演会を行いました。	<p>【質的な目標】</p> 未結成の町会・自治会に対して、引き続き結成を促します。 サポート隊への支援として、資器材交付と普通救命講習の助成などを継続します。

- 要配慮者への災害時支援体制の整備 防災課
- 地域安全マップの作成支援 安全支援課
- 防犯パトロール用品の配布 安全支援課

社会福祉協議会の役割と取り組み

○役割

- ・災害時に災害ボランティアが円滑に活動できるよう、平時から防災体制を整えます。

○取り組み

07 災害ボランティアの活動体制の整備 (社会福祉協議会 ボランティアセンター)

事業概要	大規模災害時の災害ボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」の準備を進め、活動体制を適時見直し、訓練を行うなどして災害に備えます。	
	これまでの実績	事業目標（平成 28 年度から平成 32 年度）
	<p>【数値的な実績】（H26）</p> 設置訓練 1 回／災害ボランティア講座 2 回 災害ボランティアコーディネーター研修 9 名参加	<p>【数値的な目標】</p> 設置訓練 1 回／災害ボランティア講座 2 回 災害ボランティアコーディネーター研修の受講
	<p>【質的な実績】</p> 災害ボランティアセンターの運営マニュアルの見直し、設置訓練を毎年行っています。また、他の自治体の社会福祉協議会と連携し、災害時の協力体制を強化しました。	<p>【質的な目標】</p> 適時、災害ボランティアセンター運営マニュアルを見直します。 他自治体の社会福祉協議会、NPO等と連携することにより、日頃からの情報共有と相互協力体制を築きます。

町会・自治会の役割と取り組み

○役割

- ・犯罪に地域住民が巻き込まれないよう、また、災害時に初期消火や安否確認、避難行動など、迅速な初動対応が円滑にできるよう、日頃から防犯力と防災力の向上に取り組みます。

○取り組み

必要な取り組み	防犯パトロールの実施や地域安全マップの作成を通して、犯罪が起こりやすい場所を把握するなど、地域と住民が自ら防犯力を高めます。
	防災訓練の実施や要配慮者サポート隊の結成により、災害時に要配慮者の身の安全を確保するため、地域ぐるみでの連帯とふれあいの協力態勢を築いていきます。
取り組みの実例	住民の防災意識を高めるため、神戸や東北の被災地の活動者を招いた勉強会を開いています。また、町会の防災訓練において、一人暮らしの高齢者の安否確認や中学校のレスキューチームとの連携などを行っています。[亀沢四丁目町会]

社会福祉法人（福祉施設）の役割と取り組み

○役割

- ・災害時に地域との助けあいができるよう、日頃からの関係づくりや訓練等に取り組んでいきます。

○取り組み

必要な取り組み	地域安全マップづくりなど、町会・自治会と一緒に地域の安全、利用者の安全を守る取り組みを行います。
	周囲の町会・自治会と防災協定を結んだり、一緒に防災訓練を行ったりすることで、地域とのつながりをつくっていきます。
取り組みの実例	町会と協力して地域安全マップづくりに取り組んでいます。[東向島児童館]
	町会と合同で、施設の防災訓練（年2回）と町会の防災訓練（年2回）を行っています。[ろうけん隅田秋光園（介護老人保健施設）]

基本目標1 「区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる」 に関する活動を紹介します

活動紹介《スカイワゴン》

区内の障害者の作業所では、不況などの影響で受注額が減少傾向にあったため、自主生産品の販売を始めていました。その販路確保による売上増をめざし、墨田区福祉作業所等ネットワーク『Kai』を設立し、平成22年8月に「スカイワゴン」(庁舎1階にて火・木曜日10時～午後3時)をオープンさせました。参加施設・団体は11でスタートし、26年度には20に増加しています。また、東京ソラマチ5階の「すみだまち処」でも販売させてもらっています。



ネットワーク開始により、商品を記念品として購入してもらえるなど、販売額は想定以上となっています(障害者への還元額は売上額の約7割)。販売体験が就労意欲を喚起し、実際に就労に結びついた例もあります。

随時、連絡会を開催して情報交換・意見交換を行い、協力体制を強化してきたため、交流がほとんどなかった3障害間で横のつながりができ、共同受注の依頼が来るようになりました。(26年度は3件の受注)

将来的には週5日のオープンや、障害者雇用も想定しています。一方、生産能力が追いつかない施設がある、参加施設・団体の増加に伴い商品が重複する、といった課題も生じてきています。

[すみだふれあいセンター(『Kai』事務局)]

活動紹介《「すみのわ」プロジェクト》

平成24年度より毎年2月に、「すみだまち処」(東京ソラマチ5階)にて「企画展」を実施し、障害者施設・団体のPRの場や各作業所で作っている商品のアンテナショップ的な場として活用してきました。

26年度にはネットワーク『Kai』参加施設に対し、コンサルタント等を活用した新商品開発事業を「すみだクリエイターズクラブ」に委託して、開始しました。区内業者等とコラボレーションした商品づくりや新たな販路確保のサポートとして、新商品「ガーランド(写真右上)」、「革のリボン」の開発や従来商品のデザインの改善を実施しました。



27年2月の「企画展」でこれらの新商品等を「すみのわ」としてブランディングし、テスト販売したところ、7日間の総売り上げが51万円にのぼりました。

27年度は8施設で新商品(ハンバーガー・乾燥野菜等)の開発・従来商品(アクセサリ等)の改良に取り組んでいます。

[すみだふれあいセンター(『Kai』事務局)]



活動紹介《おもちゃサロン》

墨田区社会福祉協議会が実施している「おもちゃサロン（＝おもちゃ図書館）」では、おもちゃで遊ぶことを通じて、障害のあるお子さんをはじめとする地域の子どもたちに、遊ぶことの楽しさを伝えています。さらに、子ども同士の交流の場として、また子育て中のお父さん・お母さんの情報交換の場として、地域の皆さんが一緒につくっていく「地域の支えあいの場」として運営しています。運営やおもちゃの修理、会場へのおもちゃの運搬などは、地域のボランティアによって行われています。



子ども同士が仲良くなるのはもちろん、親同士が子育てに関する相談や情報交換をしたり、また子育て経験のあるボランティアと話をしたりすることで悩みを軽減する機会となっています。

会場には安全性の高い木製のおもちゃをはじめ、人気のおもちゃが多数そろっており、毎回子どもたちの楽しそうな笑い声が響いています。

〔墨田区社会福祉協議会 地域福祉活動担当〕

活動紹介《精神障害者の就労支援（カラコネオフィス）》

カラコネオフィスは平成 27 年 6 月から就労継続支援 B 型事業を始めた新しい施設です。銭湯・御谷湯^{みこくゆ}ビルの 2 階にあり、現在の主な作業内容は御谷湯の浴室清掃、脱衣所清掃、外回り清掃です。

銭湯・御谷湯は地域の交流の場としての機能もあり、カラコネオフィスとしてもこれから少しずつこの場所を拠点とした地域に根ざした事業を行っていきたいと考えています。

現在は週 1 回、御谷湯開店時にお客さんを出迎えるというプログラムを行うことにより、地域のお客さんと触れ合っています。9 月の牛島神社のお祭りにも参加し、そこでは御谷湯の一員として、



御谷湯に神輿を担いできた人たちに飲み物を配るということも行いました。

これから徐々に地域と触れ合う場を増やすことにより、カラコネオフィスの事業内容を知ってもらい、地域のニーズに答えられるような事業所を目指していきたいと思っています。

〔NPO 法人カラフル・コネクターズ 代表 ポーンクロイド〕